

報道資料

令和5年（2023年）10月30日

職員の処分について

- 1 職員職氏名 熊本市市民病院 医員
島田 尚慈（男性・27歳）
- 2 処分内容 免職
- 3 処分事由 地方公務員法第29条第1項第1号（法令違反）
地方公務員法第29条第1項第3号（一般非行）
- 4 処分日 令和5年（2023年）10月30日（月）
- 5 事実の概要 被処分者は、令和5年（2023年）10月23日（月）午後6時頃より午後7時30分頃まで自宅で飲酒した後、午後11時頃まで就寝。翌10月24日（火）午前0時30分頃に自家用車を運転し外出。同日午前1時30分頃に安巳橋（中央区九品寺）を自家用車で通行中、ハンドル操作を誤り車両の左前方から橋の欄干に衝突。警察による飲酒検査の結果、呼気1リットル当たり0.27ミリグラムのアルコールが検出されたものである。
- 6 関係者の処分 なし

※熊本市懲戒処分の指針

第2 標準例

4 飲酒運転・交通事故・交通法規違反関係

（1）飲酒運転（酒酔い運転及び酒気帯び運転をいう。以下同じ）

イ 飲酒運転で物の損壊に係る交通事故を起こした職員は、免職又は停職とする。この場合において、措置義務違反をし、又は任命権者に事故の報告を怠った職員は、免職とする。

【問合せ先】

熊本市病院局事務局総務企画課
総務企画課長：鳩野 浩次
電話番号 096-365-1711